

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「(7)に」を「(9)に」に改め、同号(4)中「二八〇度三二〇メートル」を「三五一度七九〇メートル」に改め、同号中(7)を(9)とし、(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 第二海堡灯台から七一度三六〇メートルの地点

(6) 第二海堡灯台から一六六度一五分六三〇メートルの地点

別表第二第二号中「(6)に」を「(11)に」に改め、同号(1)中「二六三度三〇分二六〇メートル」を「三二〇度二、六〇〇メートル」に改め、同号(2)中「一五〇度三〇分二、三九〇メートル」を「二八〇度三二〇メートル」に改め、同号(6)中「二三九度一、六五〇メートル」を「三〇〇度三、九〇〇メートル」に改め、同号中(6)を(11)とし、(3)から(5)までを(8)から(10)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 観音埼灯台（北緯三五度一五分二二秒東経一三九度四四分四三秒）から九〇度三、七〇〇メートル

の地点

- (4) 海獺島灯台（北緯三五度二分四三秒東経一三九度四四分七秒）から九〇度四、六五〇メートルの地点

- (5) 海獺島灯台から九〇度二、九〇〇メートルの地点

- (6) 観音埼灯台から九〇度一、九五〇メートルの地点

- (7) 第二海堡灯台から一七九度四五分二、八九〇メートルの地点

別表第二第六号中「次に掲げる」を「(1)から(15)までに掲げる」に、「(7)に」を「(15)に」に改め、「区域」の下に「のうち(16)から(22)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(16)に掲げる地点と(22)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域」を加え、同号(1)から(4)までを次のように改める。

- (1) 桴磯灯標（北緯三四度八分四四秒東経一三二度五六分五秒）から一八度二、七三〇メートルの地点
- (2) 馬島三角点（北緯三四度七分七秒東経一三二度五九分三八秒）から二三度二、三一〇メートルの地点

- (3) ナガセ鼻灯台（北緯三四度七分五秒東経一三二度五九分四六秒）から一〇一度四四〇メートルの地

点

- (4) ウズ鼻灯台（北緯三四度六分四五秒東經一三二度五九分二八秒）から一〇二度一、一八〇メートルの地点

別表第二第六号中(7)を(12)とし、(6)を(11)とし、同号(5)中「（北緯三四度六分四五秒東經一三二度五九分二八秒）」を削り、同号中(5)を(10)とし、(4)の次に次のように加える。

- (5) 竜神島灯台（北緯三四度六分一六秒東經一三三度一分三九秒）から一九七度八八〇メートルの地点
- (6) 竜神島灯台から一三一度三〇分一、〇六〇メートルの地点
- (7) 竜神島灯台から一五六度二、四一〇メートルの地点
- (8) 竜神島灯台から一九七度二、五二〇メートルの地点
- (9) 来島白石灯標（北緯三四度六分二五秒東經一三二度五九分）から五九度一五〇メートルの地点
- 別表第二第六号に次のように加える。

- (13) 桴磯灯標から二六度一、一八〇メートルの地点
- (14) 桴磯灯標から三〇一度一、六九〇メートルの地点

- (15) 浮磯灯標から三二六度二、八三〇メートルの地点
- (16) 馬島三角点から三五四度六六〇メートルの地点
- (17) 馬島三角点から三四度四六〇メートルの地点
- (18) 馬島三角点から一六六度八〇〇メートルの地点
- (19) ウズ鼻灯台から一八〇度一四〇メートルの地点
- (20) ウズ鼻灯台から二一七度一一〇メートルの地点
- (21) 馬島三角点から二七〇度五二〇メートルの地点
- (22) 馬島三角点から三二四度五六〇メートルの地点

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二第六号に規定する来島海峡航路の区域のうちこ

の政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないでその水域を占用することができる。

理由

開発保全航路のうち中ノ瀬航路、浦賀水道航路及び来島海峡航路の区域を変更する必要があるからである。